

蓮田市高齢者福祉計画 2027・第10期介護保険事業計画 ・認知症施策推進計画策定にあたって

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画とは

国では、令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和6年12月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。

都道府県・市町村が、それぞれ都道府県計画・市町村計画を努力義務として策定することを位置付けています。

蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会では、この「市町村認知症施策推進計画」を高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定することとします。

【高齢者福祉計画】

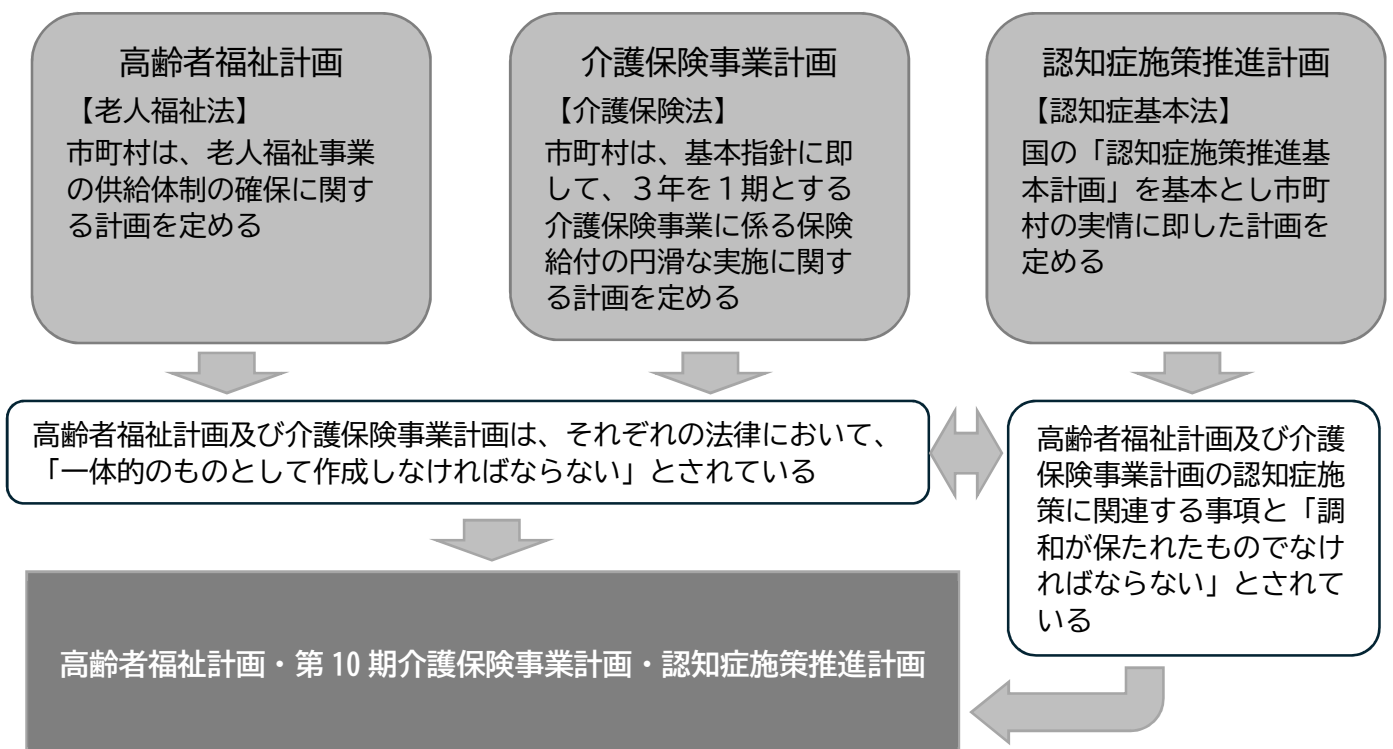
老人福祉法第20条の8に規定される「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画で、高齢者施策に関する基本的方向性や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

【介護保険事業計画】

介護保険法第117条第1項に基づき介護保険サービスの種類やサービス見込み量を定め、介護保険事業費の見込等を明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

【認知症施策推進計画】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項に規定される「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられる計画で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



【参考】『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』における基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

- ・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

- ・認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

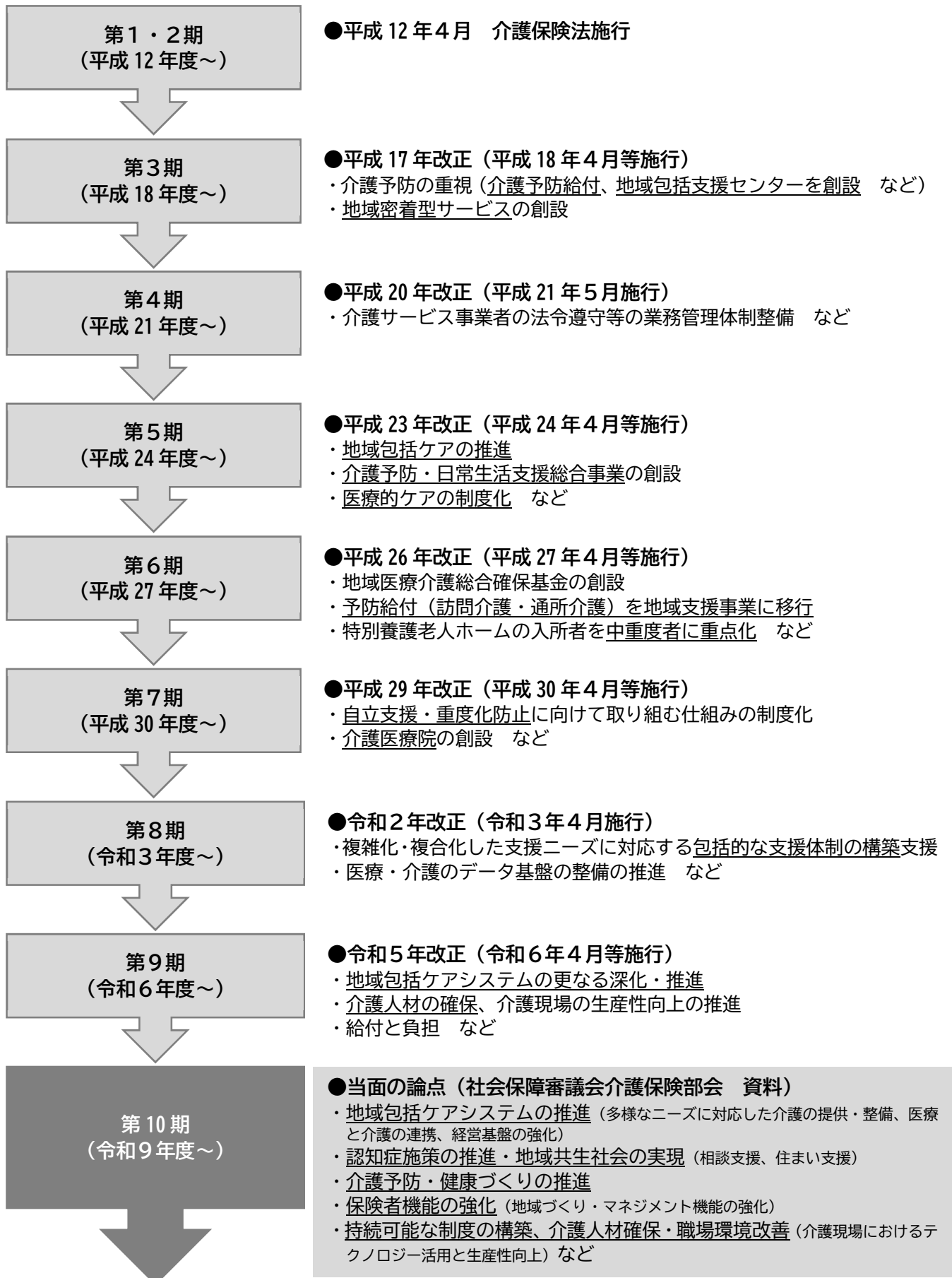
⑦【研究等の推進等】

- ・認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

- ・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

2 これまでの介護保険制度の流れと今後の方向性



3 第10期介護保険事業計画 基本指針（令和8年3月9日）

●2040年を見据えた介護保険事業計画の在り方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

●第10期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たなタイプの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ②頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

4 次期計画作成に向けた調査の実施と活用について

調査種類	対象	調査趣旨	今後の活用方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の市民 (無作為抽出)	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握する。	結果は、厚生労働省が運用する「地域包括ケア見える化システム」に登録することで、他保険者との比較など、本市の現状・課題把握の一助とする。
在宅介護実態調査	本市に在住の、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けており、在宅で生活されている方	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする。	結果は、国の「自動集計分析ソフト」による分析を通じて、要介護者の在宅生活の継続／介護者の就労継続などに向けた現状・課題把握の一助とする。
介護保険サービス提供事業所	給付実績のある市内のすべての介護保険サービス提供事業所	労働実態や利用者と事業者との連携体制などの実態および課題を把握し、介護保険運営体制の改善を検討する際の資料とする。	結果は、人材の過不足や勤務実態等、介護人材確保に係る課題把握の一助とする。
居宅介護支援事業所	本市に給付実績のある県内のすべての居宅介護支援事業所	地域包括ケア体制の構築のため、現場で従事するケアマネジャーの実態を把握し、高齢者の地域生活継続に必要な方策を検討するための資料とする。	結果は、支援対象者から見たサービス提供上の課題や、事業所の勤務環境等に係る課題把握の一助とする。
認知症当事者・家族へのヒアリング調査	本市に在住の認知症当事者および認知症当事者の家族	認知症の当事者・ご家族の声を直接うかがい、認知症施策を推進していく上での基礎資料とする	結果は、今後の認知症施策の推進における課題把握の一助とする。



次期計画の策定に向けた具体的な検討

5 スケジュール

項目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●アンケート調査												
調査票の検討・設計				■	■	■	■					
調査票の印刷・封入								■				
発送・分析・集計									■	■		
報告書の作成											■	■
●会議等												
策定委員会の開催（予定）				①					②			③

項目	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●計画書骨子案の作成												
●計画素案の作成・施策提案				■	■	■	■	■	■	■	■	
●パブリックコメントの実施									■	■		
●概要版の作成									■	■	■	
●計画書・概要版の印刷												■
●会議等												
策定委員会の開催（予定）				①		②		③			④	

【策定委員会の開催時期及び主な内容】

令和7年度

時期	策定委員会	主な内容
済 7月30日	第1回	・第10期計画策定にあたって（概要） ・令和6年度 進行管理調書の確認
済 11月5日	第2回	・調査票案の検討
3月25日	第3回	・調査結果の報告

令和8年度

時期	策定委員会	主な内容
7月15日	第1回	・第9期の進捗（令和7年度 進行管理調書の確認） ・計画骨子案の検討
9月30日	第2回	・計画素案の検討
11月19日	第3回	・計画素案の検討 ・諮問
2月3日	第4回	・パブリックコメント結果報告 ・答申